

## 自動車の性能に関する審査要領

### 1. 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。
- ③ 島根労働局に提出する性能証明書が審査に合格していること。

### 2. 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点とする。
- ② ①の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」第6条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月）」の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、50点を満点とし、具体的には、以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}}$$

※燃費基準値については、基本方針の数値を当てはめること。（以下基本方針より一部抜粋）

【ガソリン乗用車に係る燃費基準】

区 分	燃料基準値
	ガソリン
車両重量が 1,081 kg以上 1,196 kg未満	21.8 km/L 以上
車両重量が 1,196 kg以上 1,311 kg未満	20.3 km/L 以上
車両重量が 1,311 kg以上 1,421 kg未満	19.0 km/L 以上
車両重量が 1,421 kg以上 1,531 kg未満	17.6 km/L 以上

つまり、「環境性能（燃費値）に対する得点」は、以下で算出することとなる。

「環境性能（燃費値）に対する得点」＝

- 【仕様書（別紙1-1）小型乗用車】（100＋加算点）×1台 ＋
- 【仕様書（別紙1-2）小型乗用車】（100＋加算点）×2台 ＋
- 【仕様書（別紙1-3）小型乗用車】（100＋加算点）×1台 ＋
- 【仕様書（別紙1-4）小型乗用車】（100＋加算点）×1台 ＋
- 【仕様書（別紙1-5）小型乗用車】（100＋加算点）×1台

③ ①の「入札価格に対する得点」は入札価格を1万円で除して得た値とする。

3. 自動車の燃費値の算定方法

①JC08モード又はWLTCモードによる燃費値を使用するものとする。

②計算の最終的な数値で生じた小数点第2位以下の端数は四捨五入する。